

第1条（名称）

本会の名称は「IRODORI」と称します。（以下「本クラブ」という）

第2条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（入会の管理、会費の收受、会員特典の運用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社ATORIEが行います。

第3条（目的）

DREAM WONDERLANDを応援してくださっているみなさまとともに、本クラブはさまざまな活動を通じてDREAM WONDERLANDを積極的に応援することを目的とします。

第4条（会員）

1 本規約を承認の上、入会手続きを完了し、かつ会費の受領を確認した後に会員といたします。ただし、以下の各号に該当する場合は入会を承認しないものとします。

（1）第三者（同行者を除く）へのチケット転売または譲渡を目的として申し込んだ場合。

（2）暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合。

（3）入会申込みの内容に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。

（4）その他、会員とすることが不相当であると本クラブが判断する場合。

2 入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を撤回できるものとします。

3 未成年者は、入会申込みにあたり親権者の承諾を得なければならないものとし、入会申込みをした時点で、親権者の承諾を得たものとします。親権者は、入会申込みの時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとします。

第5条（入会手続）

入会申込書を提出の上、入会金と年会費の納入をもって正式加入となります。

第6条（入会費）

会員証発行等の手数料として、入会費 ¥500-（税込）を所定の方法で本クラブにお支払いください。なお、当該入会金は、入金後はいかなる理由があっても返金は致しかねます。

また、継続手続きをせず有効期限を迎えた場合など、会員資格失効後再入会するときは、改めて入会費をいただきます。

※ご入金には振込手数料がかかることがあります。手数料は会員の皆様ご自身のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

第7条（年会費）

スタンダード会員 ¥3,000-（税込）

プレミアム会員 ¥10,000-（税込）

※ご入金には振込手数料がかかることがあります。手数料は会員の皆様ご自身のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

第8条（有効期限と継続）

1 会員期間は本クラブが入会を承認した日から次の4月30日までとします。

例）2019年5月20日入会承認の場合、2019年5月20日～2020年4月30日が有効期間となります。

2 会員を継続する場合は、ファンクラブが定めた方法に従い、会員有効期間内に年会費を納入します。

第9条（会員特典）

《スタンダード会員》

会員証の発行

DREAM WONDERLAND自主公演の先行予約

会員限定グッズ

《プレミアム会員》

会員証の発行

DREAM WONDERLAND自主公演の先行予約

会員限定グッズ

IRODORI新聞

※会員特典は随時変更する場合があります。

第10条（会員義務）

- 1 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
- 2 本クラブにて入手するチケットもしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売しないこと。
- 3 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
- 4 会員証・会員番号を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。
- 5 入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合、速やかに本クラブへの申請を行うこと。会員が前項の届け出を怠った場合により発生する本クラブからの告知不到達に関しては、本クラブは一切責任を負いません。
- 6 公演、イベントの座席につきましては、ご希望に沿えない場合もございます。座席等につきましてはの苦情はお受けできませんのでご了承ください。
- 7 DREAM WONDERLAND、会員、本クラブに不利益を与える行為、またはそのおそれを生じさせる行為やその他の迷惑行為（インターネット、各種SNS等への書き込み等含む）を行わないこと。
- 8 法令または公序良俗に違反する行為をしないこと。

第11条（改定）

本規約の追加、変更は本クラブが行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものといたします。

第12条（退会）

入会契約期間満了までに、会員が契約更新の手続きをしない限り、当該会員は退会したものとします。また、会員が会員規約に反する行為を行った場合、あるいは本クラブに対して著しく損害を与えると本クラブが判断した場合、会員の資格を一時停止または剥奪できるものとします。会員からによる途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却はいたしません。

第13条（個人情報）

本クラブは、会員の個人情報を、サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。

第14条（サービスの中断）

天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により、一時サービスの提供が中断される場合があります。その場合速やかに復旧に努めますが、それによって発生する損害に対して本クラブは一切責任を負いません。

第15条（免責）

- 1 会員に生じた損害について本会に故意または重過失のある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- 2 会員に起因する事由によるサービスの利用における障害について本クラブは一切の責任を負いません。
- 3 郵便局や各金融機関による手続きの不備や事故について本クラブは一切の責任を負いません。

第16条（損害賠償）

1 会員は、自分に責任のある理由によって、本クラブまたはその他の第三者に対して損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。

2 会員は、他の会員またはその他の第三者からクレームや請求を受けた場合、および紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第17条（紛争の解決）

規約に定めがない場合または解釈に疑義がある場合は、本クラブと会員との間で双方誠意をもって話し合い解決するものとします。

紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（改定）

本規約は2019年6月13日より改定施行する。